

No. **132**

2016. 夏号

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



信州真田鉄砲隊



長野県行政書士会

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 〔表紙〕 信州真田鉄砲隊

信州上田城を居城とした真田一族。  
その類い希なる火術は、二度の上田合戦および大阪冬の陣・夏の陣において、大いに徳川軍を苦しめたと伝えられます。  
信州真田鉄砲隊は、真田流火術伝承のため、平成6年、上田市（旧小県郡真田町）にて発足。現在、有志10名による赤備え武者の鉄砲隊が、様々なイベントで砲術を演舞。その活躍の場は上田市を飛び出し、日本各地に広がっています。

※写真右より3人目は当会上田支部所属の若林政夫会員。

写真提供：（上田支部 金井 剛 会員）



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

# 目 次

定時総会開催報告	・ .....	2
日行連定時総会・ 日政連定期大会	・ 日行連平成28年度定時総会・日政連第36回定期大会のご報告 .....	4
業 務 資 料	・ 農地転用許可に係る審議方法の変更について .....	5
	・ 公証役場の移転について .....	8
	・ 「持分なし医療法人」への移行手続きについて（周知依頼） .....	9
	・ 「建設業許可の手引」及び「経営事項審査申請書作成の手引」 の改正について（通知） .....	10
	・ 神戸市郵送請求処理センターの開設について（お知らせ） .....	15
	・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を 改正する法律」の完全施行について .....	16
	・ 職務上請求書の適正な管理及び使用について .....	17
女 性 行 政 書 士 交 流 会	・ 第27回「女性行政書士交流会 in おきなわ」に参加して .....	19
お 知 ら せ	・ 平成28年度行政書士試験のご案内 .....	21
	・ 長野県収入証紙の販売について .....	21
	・ 斡旋物一覧表 .....	22
	・ ゆるキャラグランプリ2016 .....	23
会 議 報 告	・ .....	25
自 由 投 稿	・ 最後まで諦めなかった父 .....	29
支 部 だ よ り	・ 北信支部 栄村復興祈念イベントに参加 .....	30
長野県行政書士 政治連盟のページ	・ 定期大会開催報告 .....	31
	・ 行政書士市長誕生（小諸市長選） .....	32
	・ 市長室から～小諸市長に就任して .....	33
会 員 の 動 き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去 ・ 単位会変更 .....	35
就任のごあいさつ	・ .....	36
編 集 後 記	・ .....	36



# 定時総会開催報告

平成28年度定時総会が5月20日(金)午前10時30分より、松本市の松本東急 REI ホテルで開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 土屋総務副部長
- 2 正 副 議 長 議 長 長田文雄代議員 (松本支部)  
副議長 東谷龍也代議員 (伊那支部)
- 3 議事録署名人 三浦洋子代議員 (松本支部)、帯刀崇博代議員 (松本支部)

## 4 議 案 審 議

- |       |                 |                   |
|-------|-----------------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成27年度事業報告      | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第2号議案 | 欠損処分            | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第3号議案 | 平成27年度決算報告      | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第4号議案 | 会則の一部を改正する会則(案) | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第5号議案 | 平成28年度事業計画(案)   | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第6号議案 | 平成28年度予算(案)     | 賛成多数により可決承認されました。 |



会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



総会



受賞者代表謝辞



# 平成28年度 受賞者名簿

## ○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

萩原政吉(佐久) 岡部親(佐久) 日野芳子(上田)  
篠平耕二(松本)

以上 4名

## ○長野県行政書士会会長表彰状

小野清仁(松本) 宮下幸吉(長野)

以上 2名

## ○長野県行政書士会会長感謝状

藤森ひろ子(諏訪) 北原桂(諏訪) 今村國健(伊那)  
長田文雄(松本) 北村武郎(松本)

以上 5名

※敬称略、( )内は、所属支部名

# 日行連定時総会・日政連定期大会

## 日行連平成28年度定時総会・日政連第36回定期大会のご報告

副会長 吉田 靖史

去る6月23日、24日にシェラトン都ホテル東京で日本行政書士会連合会定時総会と日本行政書士政治連盟定期大会が開催されました。

今回の総会会場に掲げられたスローガンは下記の3点です。  
「がんばろう九州 お役に立ちます行政書士」  
「行政書士 制度の維持と法改正によるさらなる発展を」  
「特定行政書士 行政書士の新たなステージへの試金石」

定時総会に上程された第1号から第4号までの議案に対して全国の代議員から寄せられた質問書は134件で、その内容は行政書士法改正の推進について問うもの、特定行政書士制度に関すること、自動車保有関係手続きのワンストップサービスについてなど多岐にわたるものでした。

質問に対する執行部の答弁と再質問に対する回答が終わり、すべての議案は可決承認されて休会となり、初日の日程は終了しました。

総会の模様は「月刊日本行政」に掲載されますので、そちらもご覧ください。



翌日、今年4月に発生した平成28年熊本地震で被災した熊本会と大分会の正副会長から支援に対する謝辞と単位会の被災者支援活動の報告がありました。

熊本県行政書士会が被災者のために「罹災証明書」の交付申請支援を行ったことはNHKのニュースなどでも取り上げられたので、ご存知の方も多いのではないのでしょうか。

単位会の活動内容の詳細については、「月刊日本行政」7月号に掲載されていますので、ここでは省きます。

日行連公式キャラクター「ユキマサくん」が、ゆるキャラグランプリ2016の企業・その他部門にエントリーしたことも報告されました。  
ちなみに投票期間は、7月22日から10月24日です。(23～24頁参照)

日行連総会終了後、日政連定期大会が開催され、上程された運動経過報告・決算報告、運動方針案・予算案が可決承認されました。



# 業 務 資 料



28 農政第 41 号

平成 28 年 (2016 年) 4 月 22 日

長野県行政書士会会長 様

長野県農政部農業政策課長

## 農地転用許可に係る審議方法の変更について

本県の農地転用許可業務につきまして、日ごろからご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日付けで施行された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正に伴い、農地転用許可に係る審議方法について、別添のとおり変更し、許可日が案件により異なることとなりましたので、ご了承ください。

また、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の適切な運用が図られるようご配慮をお願いします。

長野県農政部農業政策課農地調整係  
課長：濱村 圭一 担当：根本 久美子  
電 話：026-232-0111 内線：3022  
026-235-7214（直通）  
F A X：026-235-7393  
E-mail : nosei@pref.nagano.lg.jp



## 標準的な事務処理期間と事務処理体制

### 1 各機関別の標準的な事務処理期間

	農業委員会による意見書の進達	知事・指定市町村長の許可等の処分、協議又は意見書の進達	地方農政局長の回答
知事・指定市町村長許可（農業委員会が都道府県機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後3週間	申請書及び意見書の受理後2週間	
知事・指定市町村長許可（農業委員会が都道府県機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後4週間	申請書及び意見書の受理後2週間	
うち大臣協議事案	申請書の受理後4週間	(処分) 申請書及び意見書の受理後2週間 (協議書提出) 申請書及び意見書の受理後1週間	協議書受理後1週間

### 2 農地転用許可事務処理モデル

事務処理日程				説明内容	
当 月	農 業 委 員 会	標準処理受付開始日	5日	6 週 間	事務処理の迅速化のため、農業委員会の意見書を除く申請書を事前に地方事務所に送付する。
		標準処理受付締切日	15日		
		申請書地方事務所へ送付	20日頃		
		総会（農地部会）	30日頃		
翌 月	支 部	意見書地方事務所へ進達	1日頃		
		許可日1回目（農業会議に意見聴取しない件）	9日		
		地区常設審議委員会	10日頃		
月	県・農業会議	常設審議委員会	15日頃		
		許可日2回目（農業会議に意見聴取する件）	16日		

(注) 1 標準処理受付開始日、同締切日及び許可日は県下統一日とする。

2 統一日が土日・祝祭日の場合の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 標準処理受付開始日（5日）は、次の開庁日を標準処理受付開始日とする。
- (2) 標準処理受付締切日（15日）は、直前の開庁日を標準処理受付締切日とする。
- (3) 許可日（9日、16日）は、次の開庁日を許可日とする。



事務連絡  
平成 28 年 (2016 年) 4 月 19 日

地方事務所農政課農政係長 様

農業政策課農地調整係長

農地転用許可に係る審議方法の変更について

農地調整事務の円滑な運用を図るため、平成 28 年 5 月以降の農地転用許可に係る審議方法について、別紙のとおり変更します。  
また、下記の点について、取扱いに御留意願います。

記

- (1) 許可日について、毎月 9 日又は 16 日以外の日に許可を行うことを禁止するものではありません。  
なお、複数回の許可を行うことの事務負担を考慮し、9 日又は 16 日を統一的な許可日としています。
- (2) 意見聴取が不要な案件について、書類の不備等の理由により 9 日に許可することができなかつたものの、その不備が 16 日までに補正された場合、意見聴取が必要な案件と合わせて、16 日に許可をすることは、差し支えありません。

農地調整係  
係長：吉池 健 担当：根本 久美子  
電話：026-232-0111 内線：3022  
026-235-7214 (直通)  
FAX：026-235-7393  
E-mail：nemoto-kumiko-r@pref.nagano.lg.jp



事務連絡  
平成 28 年 (2016 年) 4 月 22 日

農業委員会事務局農地法担当者 様

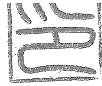
農業政策課農地調整係長

農地転用許可に係る審議方法の変更について

平成 28 年 4 月 1 日付けで施行された農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) の改正に伴い、農地転用許可に係る審議方法について、別紙のとおり変更します。

なお、別添 (写) のとおり地方事務所農政課農政係長宛て通知しましたので、ご了承願います。

農地調整係  
係長：吉池 健 担当：根本 久美子  
電話：026-232-0111 内線：3022  
026-235-7214 (直通)  
FAX：026-235-7393  
E-mail：nemoto-kumiko-r@pref.nagano.lg.jp

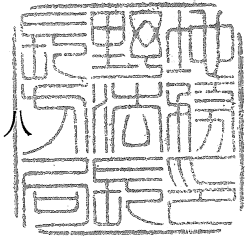


庶7(8)第539号

平成28年5月11日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 小山田 才 人



公証役場の移転について

この度、下記のとおり長野公証人合同役場が移転しましたので、お知らせします。

記

- 1 役場名 長野公証人合同役場
- 2 移転日 平成28年5月2日(月)
- 3 移転先 〒380-0872  
長野市大字南長野妻科437番地7 長野法律ビル1階
- 4 電話番号 026-234-8585
- 5 FAX 026-234-8558



日行連発 187号  
平成28年5月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第二業務部  
部長 高尾 明仁

「持分なし医療法人」への移行手続きについて（周知依頼）

日頃より当会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では平成26年10月1日から「持分なし医療法人」への移行による税制優遇措置及び低利の融資の制度を開始しております。本優遇措置は平成29年9月30日をもって終了いたしますが、全国約4万の対象医療法人の内、現在までに移行された件数はごくわずかに留まっている状態です。

同制度の手続きは医療法人の資産評価に重点が置かれており、そのため、相談先として税理士などが紹介されております。しかし、移行の手続きの中で「都道府県による定款変更の認可」が必要とされており、当該申請については当然に行政書士の専管業務とするところであります。

つきましては、本手続は行政書士が積極的に関わっていくべきと考えますので、各単位会長様におかれましては当該移行手続きについて会員へ広くご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件については、会員専用サイトにも掲載しておりますので、ご承知おきください。

以上

参考：厚生労働省 HP 「「持分なし医療法人」への移行の手引書について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080380.html>

「持分なし医療法人」への移行の手引書

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyau/igyaukeiei/dl/ikoutebiki\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyau/igyaukeiei/dl/ikoutebiki_01.pdf)

「持分なし医療法人」への移行推進策のご案内

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyau/dl/ikousokushin.pdf>



28 建政第 69 号  
平成 28 年(2016 年) 5 月 27 日

長野県行政書士会事務局長 様

長野県建設部建設政策課長

「建設業許可の手引」及び「経営事項審査申請書作成の手引」  
の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正しましたので通知します。  
なお、お手数ですが貴会員への周知をお願いします。

記

1 改正の理由

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）及び関係政省令が  
平成 28 年 6 月 1 日に施行されるため。

2 主な改正の内容

別紙のとおり

3 その他

県ホームページに改正後の手引を掲載いたします。

(許可：<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/shinse.html>)

(経営事項審査：<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/shinsei.html>)

建設政策課建設業係

(課長) 長田 敏彦

(担当) 多田 真也、塩入 苗都未

電 話 026-235-7293 (直通)

ファクシミリ 026-235-7482

E-mail [kensetsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsu@pref.nagano.lg.jp)

## 建設業許可の手引 主な改正内容

ページ	改正箇所	改正内容
1	I 建設業許可の概要 2 業種別に許可が必要	解体工事業が新設されることに伴い、専門工事業の数26→27、業種の合計28→29へ変更しました。
3	I 建設業許可の概要 3 許可の区分 (2)一般建設業の許可と特定建設業の許可	特定建設業の許可が必要となる下請契約の請負代金の額の下限が3,000万円→4,000万円(建築工事業は4,500万円→6,000万円)へ変更になりました。
13	I 建設業許可の概要 7 許可を受けたあとの手続 (4)許可を受けたあとの届出 ウ	変更があったときに提出する書類として、「健康保険等の加入状況」が加わったことに併せて、記載を追加しました。
15 16	I 建設業許可の概要 11 工事現場における技術者の配置	特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限が3,000万円→4,000万円(建築工事業は4,500万円→6,000万円)へ変更になりました。 また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が、2,500万円→3,500万円(建築工事業は5,000万円→7,000万円)へ変更になりました。
18	I 建設業許可の概要 13 建設業許可と他の法令における工事業の関係	・解体工事業の登録が不要な建設業許可業種を変更しました。(経過措置についても記載) ・電気工事業について、電気工事士法により講習受講が義務づけられている旨を追加しました。
19	I 建設業許可の概要 14 許可申請書と添付書類	許可換え新規の様式第2号、第3号、第4号について、必ず添付が必要な書類へ変更しました。
20	I 建設業許可の概要 15 変更等の届出事項と提出書類	・決算変更書類の添付書類として、閲覧対象書類の18に、健康保険等の加入状況を追加しました。 ・経營業務の管理責任者及び専任技術者の要件を欠いたときの書類として、それぞれ役員等一覧表、専任技術者一覧表を追加しました。 また、新たに令第3条に規定する使用人を置いたときの書類として、令第3条に規定する使用人の一覧表を追加しました。 ・法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名の変更について、役職名の変更も含む旨追加しました。
29 34	I 建設業許可の概要 表1 建設工事の内容と例示	「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示」(昭和47年建設省告示第350号)及び「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日国総建第97号)の改正を反映しました。
35 36	I 建設業許可の概要 表2-1 技術者有資格コード一覧 (一般建設業)	建設業法施行規則等の改正に伴い、解体工事業等に係るコードを追加しました。
37 38	I 建設業許可の概要 表2-2 技術者有資格コード一覧 (特定建設業)	建設業法施行規則等の改正に伴い、解体工事業等に係るコードを追加しました。



ページ	改正箇所	改正内容
39	I 建設業許可の概要 表3 建設業の業種別指定学科	解体工事業に関する指定学科を追加しました。
47	II 許可申請書の記載例と記載要領 2 許可申請書類の記載要領(共通事項)(6)	健康保険等の加入状況の様式変更に伴い、抹消が必要な申請書類に追加しました。
48 50	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第一号 建設業許可申請書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・業種に解体工事業が追加されました。 ・経營業務の管理責任者の記載欄が追加。様式の改正に伴い、記載要領を追加しました。
51 56	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第一号別紙一 役員等の一覧表	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請書に経營業務の管理責任者の氏名欄が設けられた改正に伴い、経營業務の管理責任者の欄が削除されました。 ・様式の改正に伴い、個人事業主の場合は本様式が提出不要になった旨、記載要領を改正しました。
52 57	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第一号別紙二 営業所一覧表	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・業種に解体工事業が追加されました。 ・様式の改正に伴い、記載要領を改正しました。
64	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第二号 工事経歴書	解体工事業が追加されたことに伴い、解体工事業に係る工事経歴書の記載方法について、記載要領に追加しました。
95 96	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第二十号の三 健康保険等の加入状況	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・様式の変更に伴い、記載例及び記載要領を変更しました。
104 ～ 116	II 許可申請書の記載例 様式第八号 専任技術者証明書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・業種に解体工事業が追加されました。
117	II 許可申請書の記載例 様式第十一号の二 国家資格者等・ 監理技術者一覧表	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・業種に解体工事業が追加されました。
122 123	II 許可申請書の記載例 様式第九号 実務経験証明書	・学校教育法による専修学校卒業者に対する実務経験の取扱いを追加しました。 ・解体工事業が追加されることに伴い、実務経験年数の計算に当たっての例外措置について、記載しました。 ・解体工事の実務経験期間の算入に当たっての注意事項を記載しました。
127	II 許可申請書の記載例 様式第十二号 許可申請者の住所、 生年月日等に関する調書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・様式の記載要領に、顧問及び相談役については、「賞罰」欄への記載並びに署名及び押印を要しない旨追加されました。
128	II 許可申請書の記載例 様式第十三号 建設業法施行令第3 条に規定する使用人の住所、生年月日 等に関する調書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・「現所」が「住所」と変更されました。

ページ	改正箇所	改正内容
133	Ⅱ 許可申請書の記載例 様式第二十二号の二 変更届出書 (第二面)	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・業種に解体工事業が追加されました。
135	Ⅱ 許可申請書の記載例 様式第二十二号の三 届出書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・(5)建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定→建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定に変更されました。
136	Ⅱ 許可申請書の記載例 様式第二十二号の四 廃業届	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・業種に解体工事業が追加されました。
138 ～ 140	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 変更届出書、決算変更届出書の訂正 に関する届出書	建設業許可事務ガイドラインの改正に伴う様式の改正 ・書類に「健康保険等の加入状況」が追加されました。 ・様式の改正に伴い、記載要領を変更しました。
143	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 その他の添付書類について ◎委任状	代理人の記名押印を可とする許可申請書類に、健康保険等の加入状況を追加しました。
151	Ⅲ 建設業許可の運用解釈 5 経營業務の管理責任者について Q11	経營業務の管理責任者の要件が緩和されたことについて、Q&Aを追加しました。
155 ～ 169	Ⅳ 解体工事業の新設に伴う改正の概要	解体工事業が新設されることに伴う改正の概要を追加しました。
	V 参考資料	許可事務ガイドラインが改正されました。

## 経営事項審査申請書作成の手引 主な改正内容

ページ	改正箇所	改正内容
9	Ⅲ 申請手続きについて 3 確認書類のうち「7 工事 経歴書」の項目	解体工事業の新設に伴い、必要となる書類を追加しました。
10	3 確認書類のうち「32 工事 の内容を示す次に掲げるもの」	解体工事業の新設に伴い、必要となる書類を追加しました。
13	Ⅳ 提出書類の作成方法 2 経営規模等評価申請書・総 合評定値請求書 様式及び記載例	解体工事業の新設に伴い、様式の改正及び記載例を追加しました。
22	3 工事種類別完成工事高 工事種類別完成工事高、工事種 別元請完成工事高の作成例	解体工事業の新設に伴い、記載例を追加しました。
26	完成工事高の『包含』について 4 一式工事の完成工事高に通 常含めることが出来る専門工事	解体工事業の新設に伴い、包含の例に解体工事を追加しました。また、経過措置期間中の取扱いを追加しました。
38	5 技術職員名簿 記載例	解体工事業の新設に伴い、経過措置期間中の取扱い及び記載例を追加しました。
39～ 42	技術者資格区分表	解体工事業の新設に伴い、技術者要件に関する経過措置（解体工事業者の技術者の「みなし」）の有資格区分コード等を追加しました。
44	6 工事経歴書 記載例	解体工事業の新設に伴い、工事経歴書の提出について追記しました。
48	完成工事高に含めないもの	金額要件が一部緩和されたことに伴い、平成 28 年 6 月 1 日以降の下請契約の金額を 3,000 万円（建築一式 4,500 万円）から 4,000 万円（建築一式 6,000 万円）に変更しました。
50、53	建設工事の内容と例示	解体工事業の新設に伴い、「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」の例示等を変更・追加しました。
60	Ⅴ 総合数値の算出方法 4 Z 評点	解体工事業の新設に伴い、申請できる業種数について経過措置期間中の特例を追記しました。
73	各種コード表 3 業種コード	解体工事業の新設に伴い、業種コードを追加しました。
76～ 80	Ⅵ 平成 28 年 6 月 経営事項 審査制度の改正（概要）	解体工事業の新設に伴った経営事項審査制度の改正の概要についてまとめました。



平成 28 年 5 月 30 日

関係各位

神戸市市民参画推進局参画推進部区政振興課  
区民サービス向上担当課長 楠 佳宏

**神戸市郵送請求処理センターの開設について（お知らせ）**

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、平成 28 年 6 月 27 日より、市内 9 区役所 1 支所にて行っている郵送による戸籍及び住民登録関係の証明発行事務を集約することとなりました。

これに伴い、平成 28 年 6 月 27 日以降、郵送により戸籍及び住民登録関係の証明書をご請求いただく場合は、下記の郵送請求先までお願いいたします。

なお、市内 9 区役所 1 支所宛にご送付いただいた請求書は、郵送請求処理センターへ転送して処理を行います。そのため、郵送請求処理センターへ直接ご請求いただいた場合に比べ、返信までに要する日数が多くなりますのでご了承ください。

記

1 平成 28 年 6 月 27 日以降の郵送請求先

(1) 名称

神戸市郵送請求処理センター

(2) 所在地

〒651-8526 神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号

(3) 主な取扱証明書

戸籍記録事項証明書・戸籍謄抄本

除籍記録事項証明書・除籍謄抄本（改製原戸籍謄抄本含む）

戸籍届出書受理証明書

戸籍の附票の写し

住民票の写し、住民票記載事項証明書

不在籍・不登録証明書

身分証明書、独身証明書 など

※税証明書は取り扱っておりません。

※従来どおり、請求書は区別に作成いただきますようお願いいたします。

2 関係部署への周知

本通知については、業務で郵送請求等を行う貴職の関係部署へもご周知くださいますようお願いいたします。

神戸市市民参画推進局参画推進部区政振興課

担当：小嶋・植村 TEL：078-322-5072

28長行第50号  
平成28年6月15日

担 当 副 会 長  
保健環境・生活安全部員 殿  
支 部 長  
支部保健環境・生活安全部会長

長野県行政書士会  
会 長 山本 準一  
保健環境・生活安全副部長 柳澤 誠

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」  
の完全施行について

平成27年11月17日付27長行第133号でご案内しました「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」について本年6月23日より完全施行されます。会員各位におかれましては申請業務において遺漏なくご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

施行期日：平成28年6月23日施行

【施行後の風俗営業の種類（第1号～第5号）】

営業の区分		営業の種類
第1号営業	待合、料理店、料亭等の和風の営業	料理店
	キャバレー、カフェー、クラブ等の和風以外の営業	社交飲食店
第2号営業		低照度飲食店
第3号営業		区画飲食店
第4号営業	まあじゃん屋	マージャン店
	ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業	パチンコ店等
	まあじゃん屋、ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業以外の営業	その他遊技場
第5号営業		ゲームセンター等

※現在風俗営業許可を受けている方は、改正法による許可を受けたものとみなされ、風俗営業の種類変更による事務手続きは不要です。

2条11項規制（新設）	特定遊興飲食店営業
-------------	-----------

【法改正に伴う長野県風営法施行条例の改正内容】

- ・ 特定遊興飲食店営業に関する規定
- ・ 風俗環境保全協議会に関する規定
- ・ ゲームセンターへの年少者の立ち入らせに関する規定
- ・ 風俗営業の営業所の設置を制限する地域（保護対象施設までの距離）
- ・ 規制時間の時刻による明確化

以上

日行連発第294号  
平成28年6月16日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
総務部  
部長 山田 美之

### 職務上請求書の適正な管理及び使用について

この度、一部自治体より総務省に対して、平成29年度政府予算等に関する政策提案・要望の一つとして「職務上請求書を悪用した戸籍謄本等の不正取得を防止するため、国として土業への必要な対策を講じること」が出されたことから、別紙のとおり総務省より本会に対して「職務上請求書の適正な管理及び使用」に関する会員周知依頼がございました。

各単位会におかれましては、所属会員への周知協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、日行連HP（会員サイト「日行連からのお知らせ」）及び月刊日本行政8月号にも本件について掲載することを申し添えます。

- 別紙 「職務上請求書」の適正な管理及び使用について  
(総務省自治行政局行政課)

以上

事 務 連 絡  
平成28年6月2日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

「職務上請求書」の適正な管理及び使用について

平成28年5月に香川県知事及び香川県議会議長より「平成29年度政府予算等に関する政策提案・要望」が出されました。

このうち、「人権・同和行政の推進について」に係る提案・要望項目として、「職務上請求書」を悪用した戸籍謄本等の不正取得を防止するため、職務上の交付請求を行うことができる司法書士をはじめとする士業に対し、国として、不正取得者に対する罰則の強化、関係団体への指導、人権教育の実施など、必要な対策を講じること」が挙げられております。

貴会におかれましては、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、会員に対して周知を図るとともに偽造防止強化策等に取り組まれていることと存じますが、引き続き会員等への周知徹底を図っていただく等、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

総務省自治行政局行政課行政書士係 毛塚

電話：03-5253-5510

FAX：03-5253-5511



## 第27回「全国女性行政書士交流会 in おきなわ」に参加して



平成28年4月3日～4日、全国女性行政書士交流会が沖縄県那覇市「ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー」において開催され、長野会からは5名の会員が参加しました。

文字通り北は北海道から南は沖縄まで全国24単位会から約90名の女性会員が集い、初夏を思わせる気候も手伝って、会場内は例年にも増して熱気あふれる華やかな雰囲気彩られました。



4月3日はシーサーの日

### ●講演

「ゆいま～る 自立に向けて」と題し、沖縄バス株式会社観光部指導課長 城間佐智子さんのお話を伺いました。城間さんは、当時、バスガイドは結婚したら退職するものとの風潮に対し結婚出産後も仕事を続けられた沖縄で第1号のママさんバスガイドです。仕事を愛し、誇りを持って勤めていた昭和63年35歳の誕生日、当然のことのように会社から定年を言い渡されたのだそうです。大好きな仕事を続けるために会社と戦い、その後、和解を経て現職に復帰されました。

今もなお現役でご活躍の城間さん、颯爽と背筋を伸ばしたお姿からはご自身へ厳しさを、柔らかな雰囲気と穏やかな口調からは他の人への優しさを窺い知ることができる素敵なお女性でした。

【ゆいま～る】とは、労働交換の慣習のことで、そこから助け合いという意味合いでも使われるように。



### ●発表

#### 1 沖縄会八重山支部 大田聖子会員

「新規開拓 一石垣島で開業して」

#### 2 愛知会豊田支部 石川洋子会員

「6次産業化の裏話 ～地域づくりの視点を持つことがポイントです～」

#### 3 山口会会長 杉山久美子会員

「女性のための無料相談会 山口会の場合」

テーマは異なりますが、地域の特性を知り、地域に根差した細やかな活動をされ、例えば失敗や苦手なことも現状を理解して新たな発展につなげるという共通点がありました。お話に終始圧倒され、所々反省しながらも「やる気」をいただきました。

夕方からの懇親会では、沖縄会メンバーによる琉球舞踊を楽しませていただきました。流れるような三線や琴、太鼓の音色には、ふうと心が解き放たれる思いがしました。鮮やかな紅型と深い色合いの琉球絣の美しさに見惚れ、屋内に居ながら沖縄の香り満ちた心地よいひと時を過ごすことが出来ました。

最後には皆でカチャーシー（琉球の踊り）を踊り、ヒヤサッカー！の掛け声とともに会場内がひとつの輪になったところで、次期開催地「福島・宮城・岩手」東北三県へのたすき渡しがなされ、名残を惜しみつつ散会となりました。

これまでに幾度か女性交流会に参加いたしました。毎回新鮮な驚きと新たな学びがあります。大きな感動と深い感謝の思いを胸にします。地域の違いや仕事の分野を越えて全国で活躍されている女性会員にお会いできるこの交流会、一会員としては明日への活力が得られる機会であると同時に、会を重ねる度に全国に広がっていく『輪』の意義を感じています。

今回の交流会を開催していただいた沖縄会の皆さまに心から感謝をいたします。

上田支部 日野芳子



艶やかな琉球衣装は目を見張るような美しさ

#### ○おまけ

休憩時間には各単位会がお土産に持参した、ご当地のお菓子がテーブルに配られました。このお菓子をいただくティータイムもまた交流会の楽しみのひとつです。

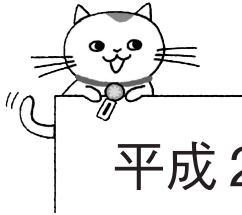
伝統的なお菓子から斬新なスナック菓子まで幅広いラインナップ。何れも自県をアピールしながらも他県会員に喜んでもらえるように考え選ばれたものです。

器に盛られたお菓子が、交流会の縮図のように感じられました。



静岡会からはユキマサ君を  
焼き付けた瓦煎餅！

# お 知 ら せ



## 平成28年度行政書士試験のご案内

- 1 受験資格  
年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。
- 2 試験日及び時間  
平成28年11月13日(日) 午後1時から午後4時まで
- 3 試験会場  
J A 長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3  
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780
- 4 受験手数料 7,000円
- 5 受験願書受付期間  
(1) 郵送による受験申込み  
平成28年8月1日(月)から9月2日(金)まで  
(2) インターネットによる受験申込み  
平成28年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで
- 6 合格発表 平成29年1月31日(火)
- 7 問い合わせ先  
一般財団法人行政書士試験研究センター  
所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階  
試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

### 長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

## 行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円  
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_

## 行政書士 PR 用パンフレットの注文

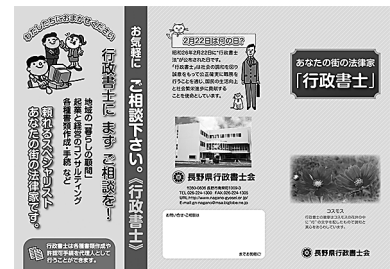
行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_

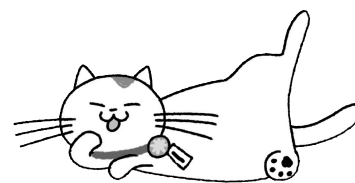


## 幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃



## ゆるキャラグランプリ 2016



日本行政書士会連合会公式キャラクターのユキマサくんが「ゆるキャラグランプリ 2016」にエントリーしました。

行政書士が国民の皆様寄り添い、日々のお困りごとをご相談いただける身近な街の法律家であることや、行政手続のスペシャリストとして行政と国民の皆様の架け橋となる資格者であることについて、広く知っていただくための行政書士制度 PR 活動に向けて、ユキマサくんも気合い十分ですが、会員の皆様のご協力も不可欠です。

投票の概要等は次の通りですので、更なる行政書士制度の認知度向上のため、ゆるキャラグランプリでの上位を目指し、皆様も1日1回の投票を是非お願いいたします。

### <ユキマサくんとは?!>

ユキマサくんは行政書士であるくらしまもる先生に飼われているネコで、身近な「どうしよう」を解決する「頼れる街の法律家」である行政書士に憧れ、飼い主であるまもる先生の仕事を観察しながら、猫社会で様々な相談にのり、「猫社会の行政書士」を目指しています。

### <投票をお願いします!>

ゆるキャラグランプリへの投票は7月22日(金)～10月24日(金)までの期間、パソコン・携帯電話・タブレット等の各端末から、1メールアドレスごとに1日1回投票できます(初回のみメールアドレスとパスワードの設定が必要です)。ご家族やクライアントの皆様と、投票期間内は毎日ユキマサくんへの投票をお願いします。

## ①各端末から公式サイトにアクセス

ゆるキャラグランプリのユキマサくんのページへ!



パソコン、タブレット、スマートフォン、フィーチャーフォン等の端末からアクセス可能!

検索サイトで検索

ゆるキャラ ユキマサくん

検索



QRコードから

ブラウザのアドレスバーに入力

<http://www.yurugp.jp/vote/detail.php?id=00003147>



## ②1回目の投票時に登録!

1. 「登録がお済みでない方はこちらから登録」の **こちら** をクリックして、手順に沿ってメールアドレスを登録。
2. 登録したメールアドレスにメールが届くので、記載されているアドレスをクリック→パスワードを登録して完了。

## ③毎日1回、応援お願いします!

- 登録したメールアドレスとパスワードを入力して、**投票する** をクリック!
- 2回目からはユキマサくんのページで直接投票できます。

# 会 議 報 告

## □無料相談会

- 1 と き 平成28年3月16日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 小野部長、宮下副部长、木下部員、川上司法書士
- 4 相談件数 電話5件、対面7件

## □長野県商工会連合会臨時総会

- 1 と き 平成28年3月29日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出 席 者 坂本副会長

## □表彰選定会議

- 1 と き 平成28年4月1日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長
- 4 会議事項  
(1) 平成28年度表彰者の選定について

## □正副会長会議

- 1 と き 平成28年4月1日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長
- 4 会議事項  
(1) 平成27年度事業報告及び決算について  
(2) 平成28年度事業計画案及び予算案について  
(3) その他

## □苦情対策委員会

- 1 と き 平成28年4月7日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、小畑副委員長、白井松本支部理事、一之瀬松本支部綱紀委員
- 4 会議事項

- (1) 会員への指導に関すること
- (2) その他

## □監査

- 1 と き 平成28年4月14日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 村上、熊井、小林各監事、山本会長、和田総務部長・政治連盟会長、土屋幹事長
- 4 監査執行状況  
平成27年度一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。  
監査結果については、同日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

## □正副会長会議

- 1 と き 平成28年4月14日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長
- 4 会議事項  
(1) 平成27年度事業報告及び決算について  
(2) 平成28年度事業計画(案)及び予算(案)について  
(3) 平成28年度定時総会について  
(4) その他

## □理事会

- 1 と き 平成28年4月14日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、木内、小泉、土屋、柳澤、赤羽、二瓶、小野、深澤、白井、松島、岡田、和田、小畑、宮下、高田各理事、村上、熊井、小林各

## 監事

### 4 会議事項

- (1) 平成27年度事業報告及び決算について(監査報告)
- (2) 平成28年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (3) 平成28年度定時総会について
- (4) その他

### 東京入国管理局甲府出張所表敬訪問

- 1 と き 平成28年4月20日(水)
- 2 ところ 甲府市、東京入管甲府出張所
- 3 出席者 赤羽部長

### 上田支部総会

- 1 と き 平成28年4月22日(金)
- 2 ところ 上田市、ささや
- 3 出席者 吉田副会長

### 弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 平成28年4月26日(火)
- 2 ところ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 山本会長

### 諏訪支部総会

- 1 と き 平成28年4月27日(水)
- 2 ところ 諏訪市、ホテル鷺の湯
- 3 出席者 山本会長

### ADR特別委員会

- 1 と き 平成28年4月27日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項
  - (1) 長野県弁護士会との協議について
  - (2) その他

### 聴聞

- 1 と き 平成28年5月9日(月)
- 2 ところ 長野市、会館

- 3 出席者 坂本副会長、和田、小畑各理事、一之瀬松本支部綱紀委員

### 4 会議事項

- (1) 会員の聴聞について
- (2) その他

### 長野支部総会

- 1 と き 平成28年5月11日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長

### 松本支部総会

- 1 と き 平成28年5月12日(木)
- 2 ところ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出席者 山本会長

### 飯田支部総会

- 1 と き 平成28年5月13日(金)
- 2 ところ 飯田市、シルクホテル
- 3 出席者 山本会長

### 佐久支部総会

- 1 と き 平成28年5月14日(土)
- 2 ところ 佐久市、ホテルゴールデンセンチュリー一萬里温泉
- 3 出席者 山本会長

### 総会等運営会議

- 1 と き 平成28年5月16日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長、総務副部長、総務部員、政連会長、幹事長、副会長、長田、東谷各会員
- 4 会議事項
  - (1) 平成28年度定時総会等の運営について
  - (2) その他

### 一日合同行政相談所

- 1 と き 平成28年5月16日(月)
- 2 ところ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者 岡田、佐藤各松本支部会員

## 土地家屋調査士会総会

- 1 と き 平成28年5月27日(金)
- 2 と ころ 諏訪市、RAKO華乃井ホテル
- 3 出席者 坂本副会長

## （一社）長野県不動産鑑定士協会総会

- 1 と き 平成28年5月31日(火)
- 2 と ころ 松本市、松本東急REIホテル
- 3 出席者 山本会長

## 正副会長会議

- 1 と き 平成28年6月6日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 保健環境・生活安全部の人事について
  - (2) 平成28年度各部の事業執行の状況見込みについて
  - (3) 各支部の諸問題について
  - (4) 平成28年度定時総会等の反省点について
  - (5) その他

## ADR特別委員会

- 1 と き 平成28年6月7日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項
  - (1) 長野県弁護士会との協議について
  - (2) その他

## 社労士会総会

- 1 と き 平成28年6月8日(水)
- 2 と ころ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 山本会長

## 企画研修部会

- 1 と き 平成28年6月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出席者 吉田副会長、臼井部長、永村副部長、中澤、二瓶、甲田各部長

## 4 会議事項

- (1) 平成28年度事業計画について
- (2) 平成28年度特定行政書士法定研修について
- (3) その他

## 支部長会と本会部長会との合同会議

- 1 と き 平成28年6月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各支部長、各部長
- 4 会議事項
  - (1) 保健環境・生活安全部の人事について
  - (2) 平成28年度各部の事業執行の状況見込みについて
  - (3) 各支部の諸問題について
  - (4) 平成28年度定時総会等の反省点について
  - (5) その他

## 広報部会

- 1 と き 平成28年6月16日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 二瓶部長、岡田副部长、宇賀神、五味、東谷、鈴木各部長
- 4 会議事項
  - (1) 会報132号について
  - (2) クリアファイルの扱いについて
  - (3) ホームページの運用について

## 一日合同行政相談所

- 1 と き 平成28年6月20日(月)
- 2 と ころ 上田市、上田交流文化芸術センター
- 3 出席者 成澤、柳澤各上田支部会員

## 国際部会

- 1 と き 平成28年7月5日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部長
- 4 会議事項



- (1) 平成28年度事業計画について
- (2) その他

### □平成28年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 平成28年7月8日(金)
- 2 ところ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 吉田、坂本各責任者

### □平成28年度山梨会・長野会国際部合同研修会

- 1 と き 平成28年7月8日(金)
- 2 ところ 甲府市、山梨県立図書館
- 3 出席者 赤羽部長、三浦副部長、春日部員、  
会員5名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 入管行政の展望と課題・東京入管甲府出張所所長 中原崇徳 様
  - (2) 改正入管法の展望・長野県行政書士会顧問 竹内波美男 様

### □農林建設部会

- 1 と き 平成28年7月8日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 清水副会長、木内部長、久保田、  
吉沢各副部長、田嶋、小島各部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成28年度事業計画について
  - (2) その他

### □保健環境・生活安全部会

- 1 と き 平成28年7月8日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 清水副会長、柳澤副部長、新井、  
深澤、島田各部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成28年度事業計画について
  - (2) その他



# 自由投稿

## 最後まで諦めなかった父

私の父は、小学校時代は、六年間、級長を務めた。そして、真島尋常高等小学校から、二人だけ、旧制中学に進学したうちの一人だった。その位、頭は良かった。でも、一生、税金の払えない人生になってしまった。

そんな、父親だったが、人生を投げ出すことはなかった。雨の日も、風の日も、夏の暑い日も、バイクで呉服の行商に励んでいた。また、母と農業に一生懸命打ち込んでいました。その結果、二人の子供は、県庁所在地の進学校に、進学することが出来ました。そして、二人とも、大学浪人後、高校卒の公務員試験に合格しました。私は、節約に、節約を重ね、就職して八年で、江戸時代の家を壊し、新築することができました。父は、61歳の時、新居に入ることができたのです。

弟は、正常な結婚をすることが出来、女の子が生まれました。父親は、人よりは、遅れましたが、お爺ちゃんとなることが出来たのです。そして、父のエンディングセレモニーは、普通の人より素晴らしい式になりました。長野地方裁判所長と、共済理事長の花輪が飾られました。弔問客は、普通の人何倍もありました。

父は、最後まで、人生を諦めなかったから、人並み以上の、エンディングで人生を終えることができたのだと思います。

郵便番号 381-2204

住所 長野市真島町真島703

氏名 瀧澤史貴

年齢 58歳

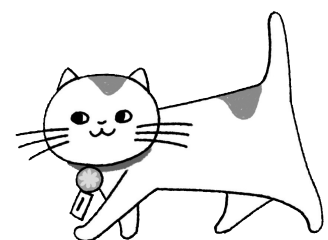
職業 行政書士

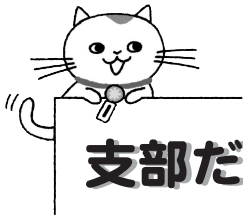
携帯電話 090-1880-3985

固定電話 026-285-3985

性別 男性

朝日新聞で、採用候補までいった文章です





## 支部だより

---

### 栄村復興祈念イベントに参加

北信支部 廣瀬 繁

平成23年3月11日、勤務先の会議で滞在していた長野県庁前のホテルで大きな揺れを体験した。後に言う東日本大震災ですが、この翌3月12日未明に長野県北部栄村付近を震源域とする大地震が発生してから今年で5年になりました。

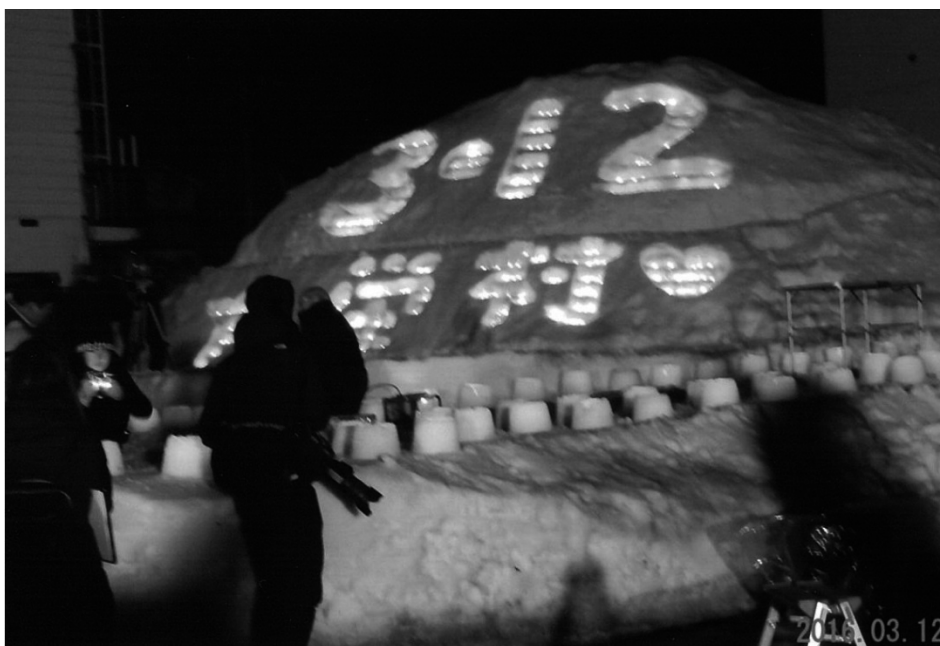
栄村の自宅で体験したこのときの地震は震度6強の三連発で、あまりにも強い揺れに驚いて外に飛び出し、隣近所の人たちと早朝の寒さで震えていた時のことを思い出します。

この後、栄村の役場で避難生活を送ることになりましたが、人的にも物的にも取り返しのつかないほどの損害を被りました。

しかし多くの団体・個人の力強い励ましを受け、復旧復興を目指して栄村の村民は絆を大切にして一丸となって頑張ってきました。

5年目の今年は、当時と同じような寒さの中、栄村のJR飯山線森宮野原駅前で復興祈念イベントが開催され、多くの村民や震災後に他の地区に転出された方などが参加して、お互いの今を確かめ合いました。

写真は震災の発生した日である3・12の文字が、キャンドルの灯りで幻想的に浮かび上がった様子です。一生忘れない思い出、そして一生忘れてはならない語り継ぐべき私の思い出です。



## 定期大会開催報告

平成28年度定期大会が5月20日(金)午後13時より、松本市の松本東急 REI ホテルで開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 福井総務部員
- 2 正 副 議 長 議 長 東谷龍也代議員 (伊那支部)  
副議長 長田文雄代議員 (松本支部)
- 3 議事録署名人 三浦洋子代議員 (松本支部)、帯刀崇博代議員 (松本支部)
- 4 議 案 審 議  
第1号議案 平成27年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。  
第2号議案 平成27年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。  
第3号議案 平成28年度運動方針(案) 賛成多数により可決承認されました。  
第4号議案 平成28年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。



会長あいさつ



衆議院議員 宮下一郎様



衆議院議員 務台俊介様



参議院議員 若林健太様



# 長野県行政書士政治連盟のページ

## 行政書士市長誕生（小諸市長選）

政治連盟会長 和田 英幸

本年、4月10日執行の小諸市長選挙において、行政書士で佐久支部の小泉俊博氏が長野県行政書士会として初めての市長に見事当選されました。

小泉氏は、「急激な人口減少と超高齢化社会に対する対応と大型公共事業が一段落した小諸市に元気と誇りを取り戻そう」と決意を新たに立候補されました。新人・元の5人が立候補する選挙戦が繰り広げられましたが、トップの7,239票を獲得し激戦を勝ち抜きました。今後は、これまで行政書士として職業で培った経験や国会議員秘書として培った経験を生かして小諸市政のかじ取りをしっかりと行い、行政書士を全国にアピールしていただくようご期待いたします。

小泉氏の選挙戦に当たり、地元佐久支部、及び、上田支部、並びに県下から多くの同僚



の会員がご支援ご協力、ご激励を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

行政書士制度の維持充実は、私たち行政書士が国民と行政とのパイプ役であり、国民権利を擁護し義務履行に貢献するとともにこの使命達成により、行政書士としての業務安定につながります。長政連では、今後も地方議員を目指す行政書士の支援を強力に行ってまいります。会員皆様方には、今後とも政連活動に対しご理解ご協力をお願いいたします。



左から和田会長、小泉会員、木内佐久支部長



## 市長室から～小諸市長に就任して



小諸市長 小泉 俊博  
(佐久支部)

### はじめに

此の度4月10日執行の小諸市長選挙におきまして当選をし、同月19日より小諸市政をお預かりすることになりました。

昨年末に出馬を表明して以降、市の内外を問わず多くの先生方から格別なるご支援、ご協力を賜りましたこと、本紙面をお借りして心から感謝申し上げます。

お陰様で就任以来2カ月半が経ちました。毎日大変忙しくも充実した日々を送っています。

市長に就任し改めて責任の重大さを痛感し、市民の期待にお応えしなければならない、という強い使命感で身の引き締まる思いです。

さて、今回広報部のご厚意によりこのような企画をいただきましたので、紙面の許す限り、この間の出来事などを書いてみたいと思います。

### 5人が出馬した選挙戦

小諸市は人口約4万3千人、有権者は3万5千人ですが、今回の市長選挙には過去最高となる5人が出馬しました。

元市職員(57)、会社経営者(39)、元教育長(67)、元市長(75)と私(52)の5人です。

信濃毎日新聞は、選挙戦終盤の情勢分析記事でも「混戦」と予断を許さないこと、さらに4分の1ルール(法により投票総数の25%以上の得票を得られなければ、1位になっても再選挙を行わなければならない)の可能性ありとのことでしたが、結果は次のとおりでした。

当	7,239	小泉 俊博	52	行政書士
	4,466	柳沢 恵二	67	元教育長
	4,310	大森 豊也	39	会社経営
	3,601	芹沢 勤	75	元市長
	2,301	饗場 道博	57	元市職員

勝っても僅差となるであろうとの大方の予想を裏切った勝利でした。



私が当選できた要因はいくつかあります。

例えば時間をかけてしっかりと政策を

作ったこと、地元である市の東南部を固めたこと、僅差で敗れた12年前からの多くの支援者が中心になり支持を広げてくれたことなどが挙げられます。

また行政書士会では本会、政連の推薦をいただき、佐久支部や上田支部の先生方によるビラ配りや電話作戦などの応援、さらには飯田支部や県内各地から個人で激励に来て下さったことは大変嬉しく、どれだけ力になったことかわかりません。

### 小諸市の課題について

かつての小諸市は歴史や文化の中心地であり、また商都といわれ、佐久市域のリーダー的存在でしたが、残念ながら近年は元気も誇りも失いつつあります。

そして現在の小諸市政は、多くの課題が山積しています。

例えば昨年度に定年を前に幹部職員が大量に辞職し、各種の不正が発覚する等した市役所の改革は、全ての施策の根幹となるため急務の課題です。

また小諸市は今年度の予算規模は約187億円ですが、急激な人口減少と超高齢社会に突入するこ



# 長野県行政書士政治連盟のページ

とによる税収減が予測される中、昨年度は庁舎の新築と市単独でのゴミ焼却場の建設を行い、来年移転新築する厚生病院に対し30億円の支援を行うことが決定しています。さらに築40年以上経過した5つの小学校の改築問題を含む公共施設（道路、橋梁、建物、上下水道等）の更新費用が今後40年間で2100億円必要との試算がでており、財政の健全化が大きな課題となっています。

その他にも、子育て支援、高齢者福祉の充実、産業振興等の喫緊の課題があります。

## 小諸市が元気と誇りを取り戻すために

このように課題が山積する小諸市ではありますが、必ずや再び「元気と誇りを取りもどすことができる」と確信しています。

そのため、私は市政経営にあたって3つの基本姿勢で臨むことにしています。

1つ目は民間出身の市長として「民間の発想と着眼点で市政を創り、行動する」ことです。即ち送り手である「官」から、受け手である市民主体の「民」の発想と着眼点で、戦略的かつ効率的な市政運営を進めていくことです。

2つ目に「地域の課題解決に市民と共に協働する」姿勢で取り組むことです。即ち身近な課題に市民の皆様と一緒に取り組み、地域の力の向上に努めると共に、努力して頑張っている人や団体、企業を応援する小諸市を創り、まち全体に元気をとりもどすことです。

3つ目に「政財産学官、中央との太いパイプや

先人達が遺してくれた元々小諸市が有している様々な財産を市政経営の戦略に活かしていく」ことです。即ち私自身の経験やネットワークやこれまで小諸市が有している様々な財産、例えば自然環境や歴史、文化、人材、人的交流などを市政経営の戦略に活かして小諸市の力に変えていくことです。

また、紙面の都合で詳細は書けませんが、次の5つの基本政策を実行していきます。

(1)市役所改革と健全財政、(2)自治会と市政の連携強化、(3)市民が幸福を実感できる市政を実現、(4)産業振興と起業・就農支援、(5)観光・ブランド戦略に向けた情報戦略—

## 終わりに

市長としての毎日は、正直忙しく大変です。休みらしい休みも取れません。

しかし、多くの課題があるからこそ、大変であるからこそ遣り甲斐がある、私の使命であると前向きに捉えて、市役所の職員や市民の皆さまの力を借りながら毎日楽しく頑張っています。

これからも私自身の約20年に及ぶ行政書士としての経験や人脈等を多いに活かしていくことはもちろん、誠実に、粘り強く、全力を尽くして取り組んでいきたいと思っています。

また機会があれば、市長の日常や具体的な政策のこと、議会のことなどお話しできればと思っています。

# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## — 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	28. 5. 1	森本 仁史	上伊那郡飯島町	松本支部	28. 4. 2	土屋 智章	安曇野市
諏訪支部	28. 4. 2	中川 昌則	岡谷市	松本支部	28. 4. 2	勝野 信茂	松本市
松本支部	28. 4. 2	草間 司	松本市	佐久支部	28. 5. 1	小山 智生	小諸市
佐久支部	28. 5. 1	依田紗智子	佐久市	松本支部	28. 5. 1	塚原 和恵	松本市
諏訪支部	28. 5. 15	上島 聡	諏訪市	飯田支部	28. 5. 1	柴田 智行	下伊那郡阿智村
長野支部	28. 5. 15	荒井 宏	千曲市	松本支部	28. 5. 15	石津紗也加	松本市
飯田支部	28. 5. 15	青木 龍男	飯田市	長野支部	28. 5. 15	唐澤 武彦	長野市
佐久支部	28. 6. 1	倉科 淳	佐久市	松本支部	28. 6. 1	中山 信	安曇野市
松本支部	28. 6. 1	小出 哲夫	安曇野市	諏訪支部	28. 6. 1	中村 勝	諏訪市
長野支部	28. 6. 1	藤澤 楨佑	長野市	松本支部	28. 6. 1	飯森美代子	東筑摩郡麻績村
長野支部	28. 6. 15	今井 淳	長野市	長野支部	28. 7. 1	北村 和也	長野市
長野支部	28. 7. 1	和田 謙二	長野市	長野支部	28. 7. 1	島田 修吉	須坂市

## — 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日
松本支部	赤羽 稔	28. 3. 31	松本支部	上條 貢	28. 3. 31	飯田支部	小澤 博	28. 3. 31
飯田支部	城子とよ子	28. 3. 31	長野支部	山本 直哉	28. 3. 31	上田支部	宮澤 芳美	28. 3. 31
長野支部	小山 忠雄	28. 3. 31	北信支部	江尻 義雄	28. 3. 31	佐久支部	小山美也子	28. 3. 31
松本支部	竹内 健司	28. 3. 31	松本支部	丸山 武男	28. 3. 30	長野支部	柄澤 彰彦	28. 3. 31
上田支部	渡辺恵美子	28. 4. 21	諏訪支部	河西 昌平	28. 4. 30	長野支部	小林 達雄	28. 4. 30
松本支部	中山 邦夫	28. 5. 31	長野支部	戸谷かつ子	28. 5. 31	松本支部	望月 貴徳	28. 5. 31
松本支部	清水 和人	28. 5. 31	長野支部	井出 明	28. 5. 31	上田支部	手塚 博邦	28. 6. 24
松本支部	西村 孝幸	28. 6. 30						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

浜 武 彦 殿 (諏訪)

平成28年 4 月

## — 単位会変更 —

東京都行政書士会より移転 (H28. 4. 1) 佐久支部 三浦 繁

# 就任のごあいさつ

この度、3年間事務局長を務められた前任の大日方敏郎氏の後を受けて、4月1日付けで事務局長に就任致しました木内洋介と申します。

この3月末で長野県職員を定年退職し、長野県行政書士会にお世話になることとなりました。もとより微力ではありますが、精励恪勤する所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

趣 味：読書、陶芸

健康維持：昼休みのウォーキング

愛 読 書：歴史小説

## 編 集 後 記

今年もあっという間に半年が過ぎました。広報部ではこの半年の間に真田信繁をモチーフとしたクリアケースを制作いたしました。会員の皆様にしっかりご購入いただき、有効に使っていただきたいと考えております。

さて、7月に入ると地域のお祭りが始まります。私の住む駒ヶ根市でも祇園祭り（7/9）から、コマ夏（7/23）、天竜かっぱ祭り（8/28）、もみじクラフト（9/3・4）、ふれあい広場（9/4）、おいでなんしょ祭（9/13）、「大御食神社」例大祭（9/21）、「五十鈴神社」の例大祭（9/24）、商工祭&ぱとなまつり（10/9）、みなこいフェスタ（10/24）等々。毎月第3日曜日に開催されている「子育て地蔵尊すくすく縁日」や公民館・JAの文化祭等を含めると、11月中頃まで毎週末何か催しがあるといった按配です。

NPOの設立書類を作成するだけではなく、こうした地元のお祭りに参加することも市民活動支援の一環（？）と考えて、今年も頑張ろうと考えております。とりあえず、栄養剤片手に、御神輿担ぎから。

（広報部 東谷）

<b>発行所</b>	長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町1009-3 TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305 ホームページ <a href="http://www.nagano-gyosei.or.jp">http://www.nagano-gyosei.or.jp</a> メールアドレス <a href="mailto:gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp">gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp</a>
<b>発行者</b>	会 長 山本 準一
<b>編集者</b>	広報部長 二瓶 裕史
	印刷 三和印刷(株)

## 行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

### 1. 原稿等について

#### (1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

#### (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

#### (3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者(個人・団体を問わず)の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

### 4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面(メール含む)で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール : gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp



# 長野県行政書士会様と株式会社ワイズは 2016年2月15日に業務提携基本契約を 締結させていただきました。

長年にわたり多大なるご指導・ご支援をいただいております長野県行政書士会様と業務提携をさせていただき、グループ社員一同、心より御礼申し上げます。ワイズグループでは、先生方のお役に立つよう一心に努めて参ります。

今後とも変わらぬご指導の程、宜しくお願ひいたします。

## 建設業システムを行政書士登録から5年間無料

「電子申請支援システム 建設業統合版」は、(株)ワイズが開発し、子会社の経営状況分析機関ワイズ公共データシステム(株)を通して提供している建設業システム(経審・建設業許可・顧客管理等)です。提携先の長野県行政書士会会員の先生方には、行政書士登録後の5年間、無料でご利用いただけます。行政書士登録から5年以上の先生方も、インストール後の1年間はずべての機能を無料でご利用いただけます。

無料期間の翌年以降も、年間3件以上のワイズ公共データシステムへの経営状況分析申請により、引き続き無料でご利用いただけます。3件/年に満たない場合でも、お客様からの希望がある場合は有料での継続利用を承っております。

### 経審 許可 財務諸表 電子申請支援システム建設業統合版

Windows10/8.1/8/7/Vista (64bit/32bit対応)

#### 平成28年6月施行の新様式に対応!

経審・経営状況分析書類作成・顧客管理・月次業務管理・  
経審評点計算シミュレーション・建設業許可申請書類作成・  
決算変更届関連申請書類作成



国土省・全国47都道府県の申請様式に対応しています。

#### 保守料金不要! 導入料金不要! バージョンアップ料金不要!

#### 建設業ソフト CD・経営状況分析詳細資料を無償にて送付いたします



この用紙をFAXにて  
026-266-0845



メールにて  
info@wise.co.jp



お電話にて  
026-266-0710



ホームページから  
ワイズ 検索

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	〒	-



**Wise 株式会社ワイズ**

本社 / 〒380-0803 長野市三輪1-8-14 TEL 026-266-0710  
MAIL info@wise.co.jp ソフトサポートセンター TEL 026-266-0792

国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4



**Wise PDS**  
Wise Public Data Systems

#### ワイズ公共データシステム株式会社

■本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 MAIL info@wise-pds.jp  
■北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル11階  
■大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階  
■福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダウインチ博多シティ3階

TEL 011-802-7685  
TEL 06-6948-6615  
TEL 092-292-8101